

事件番号 令和5年（行ウ）第45号

越谷市行政財産「管理を怠る事実」の違法確認請求

原告 土屋公司

被告 越谷市長 福田晃

原告準備書面（3）

令和6年5月 1 日

さいたま地方裁判所第4民事部 御中

原告 土 屋 公 司

第1 裁判長の訴訟指揮

1 本年3月27日、第1回口頭弁論時、令和6年3月21日付被告答弁書につき、令和6年2月6日、原告の訴状訂正申立書の「請求の趣旨」が明確ではないと反論があった。しかし、裁判長指揮のもと、原告訴状に不備があると指摘され、これを補正し、訴状訂正申立てを提出し「請求の趣旨」を変更し、解決されたものと理解する。

2 裁判長より、「訴状訂正申立書」第2の5項「被告市長は、原告に対し、29万円を支払え」との請求は、住民訴訟には馴染まないのではないか、との指摘があり本件部分は取り下げることとした。取下げ理由は次の通りである。

- (1) 本件訴訟は、「国家賠償請求」の損害賠償請求の申し立てではなく、あくまで、越谷市長は、憲法94条違反、及び地方自治法第238条4項による、公用、公共用に供すべき越谷市行政財産を、越谷市の許可もなく、行政財産変更申請もなく、また、キッチントレーラーを公共駐車場に設置し、一般市民の利用を妨げ不利益行為を行っている。
- (2) 越谷市観光協会は、越谷市行政財産である不動産を市長の許可なく、勝手に占有し、収益事業に供し、飲食店事業会社（甲9号証）とその収益を両社で山分けしている。監査委員は、その事実を認めておきながら（監

査結果 11 頁 14 行目)、勧告もせず、何ら市の財政に関し、寄与しようとし
ない。地方自治法第 2 条第 16 項(地方公共団体は、法令に違反してその事
務を処理してはならない。)違反が行われている。

(3) 一市民として、市の財政を確保すべき、ビジョンある市政を目指し、コ
ンプライアンスを守るため「財産の管理を怠る事実」を指摘した訴訟であ
り、「国家賠償請求訴訟」ではないので、本件部分を取り下げることとし陳
述の通りである。

3 訴状訂正申立てにおいて、「被告市長は、岩永伸及び水口圭に対し、3005 万
7,875 円支払う様請求せよ」との変更であるが、裁判長より、請求の趣旨が
訂正されているが、当該職員に対して市長から、委任行為がないかの事実関
係を明確にするため「情報公開制度」により取得し、甲号証として提出する
旨の指揮があったので、これを取得したので提出する。

4 令和 6 年(2024 年)4 月 1 日付、「越谷市情報公開条例第 6 条第 1 項の規程」
により次の 3 件の「公文書公開請求」をした。

(1) 令和 3 年 3 月 15 日付、越監第 338 号「越谷市環境経済部 観光課長■■■:
■■■が「一般社団法人越谷市観光協会 事務局長■■■■■■」宛に発信した「1
BBQ 準備エリアの立ち入り禁止、ゴミ置き場の景観上の配慮等のための目隠
し盤設置について、」問題はありません。(甲 17-2 号証)と、現状変更し、工
作を認めている。本件信書につき、「市長から工事許可を認める文書発信が
岩永伸へ委託及び授權があったのか、「情報公請求」(越谷市総務課受付 3 号)
によりその事実を求めた。

これにつき、回答は「■■文書不存在 当該公文書は、当初から取得し、又は
作成していないため存在しない。」(甲 23 号証)との回答であり、市長から■■
■■へ工事の承認及び委任も授權も与えられてはいなかった。

(2) 令和元年 9 月 13 日付、監第 136 号 「越谷市環境経済部観光課長 岩永伸」が「一般社団法人越谷市観光協会 事務局長■■■■」宛に発信した「水辺の街づくり館の分電盤について、問題はありません。」(甲 15-2 号証)との信書につき、「市長」から、その許可を認める文書発信が■■■■へ委託及び授權があったのか、「情報公開請求」(越谷市総務課受付 4 号)によりその事実を求めた。

これにつき、回答は「■■文書不存在 当該公文書は、当初から取得し、又は作成していないため存在しない。」(甲 24 号証)との事実であり、市長から■■■■へ工事承認及び委任も授權も与えられてはいなかった。

(3) 令和 5 年 2 月 16 日付、越経第 1528 号 越谷市経済環境部 経済振興課長■■■■が「一般社団法人越谷市観光協会 事務局長■■■■」宛に発信した「水辺の街作り館敷地内 BBQ テント設置エリアの改修工事について、問題はありません。」(甲 18-2 号証)と信書につき、「市長」から、許可を認める文書発信が岩永伸へ委託及び授權があったのか、「情報公開請求」(越谷市総務課受付 6 号)によりその事実を求めた。

これにつき、回答は「■■文書不存在 当該公文書は、当初から取得し、又は作成していないため存在しない。」(甲 25 号証)との事実であり、市長から水口へ工事承認及び委任も授權も与えられてはいなかった。

5 上記により、越谷市長より、全ての事項(職員措置請求(甲 1 号証) 5 頁①分電盤、②ウッドデッキ③人工芝④テント設置⑤衝立⑥ゴミ置き場)が岩永若しくは水口に工事の承認、委任もなく、授權も与えられてはいない事が判明した。

これにより、監査結果 11 頁 7 行目後半に記載事項は否認されることになる。次の通りである。

「使用者は、使用財産の原状を変更し、又はこれに工作を加えてはならない。ただし、あらかじめ書面により承認を受けた場合は、この限りでない。」と定

めていることから、分電盤の設置等について、市は、観光協会に対して協議書を提出させ、その設置について承認したものである。このことから、財産規則第23条第1項に定める様式を使用しての観光協会による原状変更等に係る承認申請手続はなされてはいないものの、観光協会との書面による協議及び承認という形で、市は、観光協会が行う行政財産の原状変更等の内容を十分に把握し、その実施についての判断を適切に行っていたといえるのであるから、分電盤の設置等による原状変更等について財産規則に違反しているとはとはいえないものであるし、財産の管理を怠る事実はないものである。」との記述である。

これは、甲23・24・25号証により、法的根拠のないものであると判明した。「財産の管理を怠る事実はないものである。」は否認される。

羈束行為である法的根拠がない事を次のように説明する。

6 ■■■■及び■■■■は越谷市の執行機関（地方自治法第百三十八条の二の二）の職員ではない。越谷市の行政職員である。従って「市」には該当しない。

(1) 本件行為は、越谷市財産規則第23条第1項違反である事は監査委員も認めている。同規則を認めていると言う事は、同規則第22条2項3項違反に繋がる。分電盤の設置する現状変更工事は、「市は認めてはいない。」のである。「越谷市規則」をないがしろにしている。越谷市長は地方自治法148条・149条の6・9号違反である。

勝手に変更を認めた岩永伸及び水口圭は、地方公務員法第32条「職員は、その職務を、遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、」とあるが、本法規に従っていないものであり、同法令違反である。

(2) 前記5(2)の工事は、越谷市の補助金から拠出されている工事（甲27号証）であり、当該補助金を使途する事は、越谷市の公的資金から拠出されていると言う事である。違法設置の配電盤は現在も、市長の許可なく営利目的

事業に使用されているが、その使用料も減免しているので、越谷市財政に損失を与えているのは事実である。

- (3)「上記理由により、越谷市観光協会は行政財産の変更につき（越谷市財産規則第 22 条 3 項）の市長の許可を取っていないのは証明された。当該行為に「違法性阻却事由」を認める理由は何もない。越谷市は、観光協会に使用料 3005 万 7575 円の使用料減免取り消しを求め、これを、不当利得返還請求させなければならない。これを行行使しない場合、勝手に造作工事を認めた、岩永、水口両職員に、「管理を怠る事実」として、使用料減免の金額を返還させ、返還しない場合、地方自治法第 147 条・148 条・149 条違反により越谷市を統括する責任がある市長 福田晃が代位して支払う旨、請求の趣旨を訂正した。

- 7 尚監査結果 19 頁 6 行目「バーベキュー 事業は含まれていない。」と記述があるが、この部分は否認する。同監査結果 18 頁 4 行目「本件土地については、バーベキュー事業実施のため、」と記述がある。立派にバーベキュー事業は含まれている。

- (1)「管理を怠る事実」の違法行為を次のように説明する。

監査結果通知 21 頁下から 10 行目以降、

「なお、本件土地に係る行政財産使用許可の手続については、法令、規則に基づき適正に行われていることを確認している。また、バーベキュー事業のための分電盤の設置等による原状変更について、財産規則第 2 3 条の規定に基づく申請及び承認がなされていないことは所要の手続を欠いたものといわざるを得ないが、当該原状変更の内容については別途事前に市と観光協会との間で書面による協議及び承認がなされていたことを確認でき、市に無断で行われたものとは異なる。」とある。これは明らかに失当である。何も根拠のない事実が判明した。上記記述は否認される事になる。

- (2) 越谷市情報公開請求の「非公開決定通知」(甲 23・24・25 号証)は、「**文書不存在**」で、理由は、当初から取得し、又は作成されていないため存在しない。」との事である。「法令、規則に照らしても、「適正に行われている」と言う事実は、文書不存在の為、当然確認はできない。
- (3) 「行政財産現状変更」も、「市と観光協会との間で書面協議は行われた」とあるが、「公文書非公開決定通知」により、「当該文書は、当初から取得し、又は作成していないため存在しない。」との公文書公開の回答通知である。文書が記録として残っていないにも拘わらず「協議が行われた」と言う事実は確認できない。
- (4) 「市の承認が為されていた」との記述に「公文書非開示」により、記録文書がなく「市長が岩永、水口に委任した承認事項の記録はなく、勝手に「工事承認」を行った事実は確認された。「市の承認は確認された」とは言えない。
- (5) 前記 3 件は「工事申請は越谷市の承諾は無く、市に無断で行われたのは事実であり「承認がなされていた。」事実はない。監査委員は、真つ当な調査もしておらず「市に承認は確認された。」との報告は失当である。地方自治法第 199 条第 1 項違反であると言わざるを得ない。

8 訴状 13 頁 第 3-2 「監査委員の監査結果の虚偽報告」を上げているが、監査委員は監査結果 10 頁下から 2 行目「甲 7-2 号証」「写真②のウッドデッキについて、は撤去済みであり、今は存在しない。」として結果報告している。これは、現在も本件造作物は現存している何故「存在しない」とする結果報告としたのか、その経緯を「公文書公開請求」(甲 28-1)した。結果、非公開決定通知書(甲 28-2)(越観第 4 号)であった。「**■文書不存在**、当該公文書は当初から作成していないため存在しない。」との回答であった。これからすと、写真②の造作物は、監査委員は当初から調査を行っていなかった。と言う結論が導き出される。職務懈怠行為による虚偽記載は間違いない。監査委員として

あるまじき行為である。従って、「監査結果」(甲 2 号証)は真正なる事実でなく、本件「監査結果通知」は取り消されなければならない。

第 2 監査委員の職務懈怠行為

- 1 訴外越谷市観光協会は、株式会社 Siropo との間に、民法第 643 条、及び同法 644 条による「業務委託契約書」(甲 10-2 号証)を締結しているが、これは民法上の「私権」(民法第 1 条)に当たる。そして、市長の許可もなく越谷市行政財産である公共駐車場を占有し、トレーラーハウス(越谷 800 号 94)(甲 7-3 号証⑫)を設置し公共駐車場、駐車場区画 7 区画を占有する行為は民法の不法占有にあたる。不法占有し、2 時間、アルコール付き飲み放題 4,800 円(甲-1.2.3.4 号証)バーベキュー場代利用料として顧客から料金を徴収し、営利目的により使用している行為は、地方自治法 138 条の 4 違反は明白である。
- 2 同法第 2 条第 16 項には、「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない」とある。及び同法第 2 条 17 項により「前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とすべき。」ともある。
 - (1) 本法令に従い、速やかに法令違反を是正するために、越谷市行政財産を、駐車スペース全区画を一般市民が利用できる駐車場に原状回復義務が生じている。これを行わないのは、憲法第 94 条違反であると共に、「財産の管理を怠る事実」は明白である。補助金を交付し、行政財産使用許可を与え、且つ、使用料を全額減免している。当該行為は「法令に違反して事務を処理している。」ものであり、当然に使用許可を取り消さなければならない。
 - (2) 本件は、監査委員としての職責の自覚を忘却している。地方自治法第 198 条の 3 違反である。本件に関し、本来ならば、法令に基づき「勧告」すべきが当然であるが、監査委員の却下、棄却を下したのは、原告の人権を軽視し、ないがしろにしているものである。市民に対してのハラスメント行為である。憲法第 13 条に保障する「人権の侵害行為」を行っている。住民全体の利益のために、いわば公益の代表者として地方財務行政の適正化を主張している原

告に対し、監査請求権の存在をないがしろにした市民軽視である。これは、「監査委員」の地位を利用した市民に対しての越権行為である。

- 3 原告準備御書面（1）6 頁 5 で記した通り、東京地裁平成 4 年 2 月 7 日判決では、公務員が、行政活動が行われるときには、必ず法律の根拠、すなわち法の授權なくして「権限行使」はあり得ない。」としている。■■■■■が、市長からの法律の授權もなく、権限行使の権利もなく、「行政財産現状変更」を認めた行為は、法の原理が伴わず「財産の管理を怠る事実」は明白である。
- 4 監査結果（甲 2 号証）10 頁下から 5 行目最終文字以下「⑥のゴミ箱については、本件土地の一部において、観光協会が物品として据え置き、使用しているだけであることから」との監査結果通知である。
 - (1) これからすると「本件行政財産は公共駐車場としての利用目的である、ゴミ箱の設置は公共駐車場の目的を妨げているのは事実である。従って「公共用に該当するもの」に使用されているとは言えない。
 - (2) 職員措置請求書（甲 1 号証）7 頁 9 行目 オ）に適示している通り、本件ゴミ箱には、大量のネズミが生息しており、大変不衛生な場所である。そのネズミの生息動画を証拠資料として CD に記録したものを甲 29 号証として提出する。一瞬なので、見逃した場合、繰り返し、視聴すれば判明する。出席した監査委員にも動画は閲覧している。
- 5 ネズミ飼っている飲食店は、食品衛生法第 82 条違反に該当し、罰則規定 2 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金）がある条文である。コロナが第 5 類となったが、変異株ウイルスが蔓延している時代である。ネズミのサルモネラ菌が BBQ 食材に入り込んだら、人の生命、身体に係わる食中毒が発生し、重大な事件となる。食の安全、安心を軽んじている。改正食品法 HACCP（ハサップ）「一般的な衛生管理に関する基準 5 ネズミ、昆虫対策」違反である。

法令違反を伴う私契約は、公助良裕違反であり、民法第90条により、社会的妥当性に欠け、法的有効性は無く無効とされるべきである。

第3 前訴東高等裁判所の判決について

- 1 第1回口頭弁論時、被告代理人より、被告準備書を提出するにつき、「前訴のこともあり」との陳述であったので、原告からは、東京高等裁判所令和元年（行コ第179号）令和元年9月19日提出の被告答弁書（甲30号証）及び、同判決文を）として提出する。

尚、原告訴状19頁第5（2）被告東京高裁答弁書（3）同判決文を乙号証で提出を要請したが、原告が甲号証で提出したので、提出要請は取り下げる。

- 2 控訴審被告答弁書（甲30号証）、3頁（4）、11行目「尚、控訴人は本項において、甲第34号証の1、2、3を提出し、配電盤（正しくは分電盤である。）の件に付いて、原判決に事実誤記がある旨を主張しているが、控訴人の主張が事実であるか、否か越谷市職員が現地で確認した処、BBQカンパニーへの電気の供給は、当該配電盤（分電盤）に直接配線をして行われており、決して、好ましいものではないものであることが判明したので、越谷市としては、越谷市観光協会に是正を申し入れており、越谷市観光協は、コンセントを用いて、BBQカンパニーへの配線を行うこと」と答弁書に記述している。

- 3 控訴審判決では、次のように、判示し原告控訴を棄却した。

判決文(甲31号証) 4頁8行目後半「電気コード等の撤去にはさほど困難な工事とはいえないこと（なお、配電盤（分電盤）に直接配線するに際し、前もって越谷市の承諾を受ける事がより適当であったとは言えるにしても、原状を変更する程度が軽微であることや控訴理由を受けて、今後はコンセントを用いた配線に改めることを本件観光協会が約していること等の事情に

鑑みれば、上記配線方法の相違のみを持って、越谷市が本件契約を解除すべきであったと認めるのは、困難である。）に改める。」との判示であった。

4 原告は、越谷市が観光協会にコンセントを改める様是正措置を講じる「勧告文」を情報公開請求した。

(1) 結果「公文書非公開決定通知」(甲 32 号証)であった。

公開しない理由として「■文書不存在 「是正の申し入れは、口頭により実施したため、文書は存在しない。」との回答通知であった。

(2) 越谷市長名では改善するよう勧告通知は発出されておらず、現在もコンセントを用いた配線に改めることなく、直接配線が行われている。

5 東京高裁令和元年（行コ）第 179 号事件、配電盤の直結状況を、甲第 34 号証として、提出した証拠を提出する。(甲 33 号証) 越谷市が東京高等裁判所へ、約束した答弁を、何も実行していない。「口頭で実施」したとは、誰が、誰に実施したかも、記録にない。告知したと言う証拠は、何も残っていない。

越谷市は、前審に東京高等裁判所に「コンセントに用いた配線に改めることを約束したが、現在までにおいても、履行されていない事実が判明した。」

「コンセントに改める」とは、その場凌ぎの答弁書で、東京高裁への約束は実行されてはいなく、義務の履行は果たされていない。

約束不履行でも、観光協会に、補助金を支給し、使用料を全額減免している。これは重大な信義誠実義務項違反である。「違法に財産の管理を怠る事実」及び「違法に公金の支出」は明らかである。

6 本件の不作為行為は、憲法第 94 条、「財産の管理を怠る事実」「事務処理の不作為行為」「行政行為」を執行する権能を果たしておらず。憲法違反は明白である。

憲法第 13 条に個人としての人権を尊重されなければならないとある。しかし、越谷市は高等裁判所への約束をないがしろにし、約束を守っていない。これは、原告の存在を見下しており、原告の人権をないがしろにしているものであり憲法に保障する「人権の侵害行為」である。

第 4 訴訟告知提出先

第 1 回、口頭弁論時、被告代理人弁護士より、「訴訟告知書はこっちが出すんですよ。」との陳述であった。原告としては、本訴訟の経緯から準備書面 1、3 に記した通りであり、次の 9 名に「訴訟告知書」の発出を望む。

- (1) 越谷市長
- (2) 越谷市監査委員 4 名
- (3) 越谷市職員 [REDACTED]
- (4) 越谷市職員 [REDACTED]
- (5) 越谷市観光協会 代表理事 [REDACTED]
- (6) 株式会社 Siropo 代表取締役 [REDACTED]

総括

次の最高裁判例がある。「住民訴訟は、「地方自治の本旨に基づく住民参政の一環として…裁判所に請求する権能を与え、もって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的としたもの。」「地方公共団体の構成員である住民全体の利益を保障するために法律によって特別に認められた参政権の一種であり、その訴訟の原告は、…住民全体の利益のために、いわば公益の代表者として地方財務行政の適正化を主張するもの」（最判昭和 53 年 3 月 30 日）」と判例が出ている。

本件は、住民参政として、越谷市財務行政の適正な運営を確保するために、法律の授權を受けていない越谷市の瑕疵ある行為を改めさせるために提訴しているものである。

監査結果報告にも、縷々法律の根拠のない事を主張しているが、法律は一つであり、その法律の目的とする処は、「住民全体の利益」である。

監査委員は、監査結果通知に「財産規則第 23 条の規定に基づく申請及び承認はなされていない。」（甲 2 号証 18 頁 7 行目後部）越谷市の手続き上の瑕疵も認めている。当然に越谷市の違法行為を指摘し、勧告すべきであった。しかし、「勧告もせず、原告を却下、棄却したのは、監査委員の越権行為である。地方自治法第 198 条の 3 違反である。

上記からすれば、越谷市が、市長、監査委員、行政職員は、「行政財産の管理を怠る事実」は明白である。越谷市の財務会計に大きな損失を与えているのは間違いない。越谷市長は観光協会に、行政財産使用料の不法利得返還請求をし、これを行わない場合、行政財産の変更を勝手に認めた市行政職員に返還請求を求め、これを補填しない場合、越谷市長が代位して支払う義務が生じる。

以上